

令和8年度 沖縄子どもの貧困緊急対策事業 離島及び広域相談体制整備事業委託業務企画提案募集要領

本公募は国及び県の令和8年度予算成立及び本事業に係る沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業です。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかつた場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和8年2月19日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 委託業務名

令和8年度 沖縄子どもの貧困緊急対策事業離島及び広域相談体制整備事業委託業務

2 事業の目的

本事業は、人材確保の困難さなどにより子どもの貧困対策を推進しづらい状況にある離島町村への「子どもソーシャルワーカー(子どもの貧困対策支援員)」(以下、「子どもSW」という。)の巡回派遣等により、困難を抱える子どもや家庭を必要な支援につなげる体制の強化を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

別添「令和8年度 沖縄子どもの貧困緊急対策事業(離島及び広域相談体制整備事業)委託業務に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

4 委託期間

令和8年4月1日(予定)から令和9年3月31日まで

5 予算額

18,838,998円(消費税及び地方消費税を含む。)

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

6 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示 69 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (5) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、提案は 1 件であること。

- (6) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、その他労働関係法令を遵守していること。

- (8) 沖縄県内において、こども支援に係る実績を有する者であること。

- (9) 沖縄県内に事業所がある法人・団体であること。共同企業体の場合は、いずれかの構成員は沖縄県内に事業所があり、委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。

- (10) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募手続き及びスケジュール

令和8年2月19日(木)	企画提案公募及び質問事項受付開始
令和8年2月26日(木)	質問事項受付締切 (令和8年3月2日までに回答)
令和8年3月5日(木)	参加申込締切
令和8年3月10日(火)	企画提案書提出締切
令和8年3月26日(木)	選定審査会
令和8年4月1日(水)	選定結果通知予定
令和8年4月1日(水)	見積提出・契約締結予定

※状況によっては、スケジュールを変更する場合がある。

(1) 質問事項受付

質問書【様式1】をメールにより受け付けるものとする。

ア 受付期限 令和8年2月26日(木)17:00まで(必着)

イ 質問に対する回答

令和8年3月2日(月)までに、質問者に直接メールにて回答するほか、こども未来政策課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出期限 令和8年3月5日(木)17:00まで(必着)

イ 提出書類

・企画提案参加申込書【様式2】

・誓約書【様式3】(共同企業体の場合は構成員ごとに提出)

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年3月10日(火)17:00まで(必着)

イ 企画提案書等の書類確認及び書類審査

令和8年3月11日(水)から令和8年3月13日(金)まで

※企画提案書の申請状況等により、書類審査を行うことがある。

ウ 提出書類及び必要部数

・企画提案応募申請書【様式4】・・・・・・・・・・・・・・・1部

・共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)・・・1部

・企画提案書

以下の書類を一式にまとめ、企画提案応募申請書【様式4】に添付する正本1部及び副本6部を作成し、合計7部を提出すること。なお、企画提案書は、左端を仮綴じし(A4長辺側を穴開け)、適宜インデックス等を付け全ての書類の通し番号でページを付けること。

(ア)企画提案書【任意様式】

(イ)会社等概要【様式5】

(ウ)業務実績【様式6】

業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

(エ)経費見積書【様式7】

(オ)定款、規約等

(カ)その他、法人等の概要が分かる参考資料等

エ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)

(4) 各書類の提出先

「14 問い合わせ先」を参照のこと。

8 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、原則A4版20頁以内。

企画提案書には、別添「仕様書」の「4 委託の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- (1) 企画提案の概要に関すること。
- (2) 業務の内容に関すること。
- (3) 独自企画提案事業に関すること。
- (4) 業務スケジュールに関すること。
- (5) 業務の実施体制に関すること。
- (6) 業務実績に関すること。

※この募集要領は、令和8年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和9年度及び令和10年度も同事業の実施を予定していることから、令和8年度から令和10年度の3か年分を含めて企画提案すること。ただし、採択者に継続して契約することを保証するものではない。

9 プレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書等により、提出者による20分程度(プレゼンテーション10分、質疑応答10分)のプレゼンテーションを実施する。
- (2) プrezentationは、令和8年3月26日(木)を予定しているが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間等を連絡する。
- (3) 企画提案書の申請状況等により書面審査とする場合がある。その場合、プレゼンテーションを行わず提案者に質問書を送付する。提案者は指定された期日までに質問に対して回答すること。

10 企画提案に係る留意事項

- (1)企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2)虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3)応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4)企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5)提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6)あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。

11 委託事業者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、応募者を3者程度選定する。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

ア 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて仕様書を作成し、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結するものとする。

イ 委託契約の締結時に行う仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約

保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (3) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う。

14 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 こども未来部 こども家庭課 こども未来班(担当:桃原)

電話番号 098-866-2174

電子メールアドレス : aa022004@pref.okinawa.lg.jp